

中小企業の事業承継対策③ (事業承継と組織再編)

1. 事業承継における組織再編

今月号では、兄弟等、複数の後継者が事業承継する場合の組織再編についてみていきます。

(1) 将来に向けた事業の選択と集中

現経営者が長年に渡り育ててきた企業も、時代の変化とともに、コア事業の衰退、非効率な部門の発生等により、新たな方向に進むための組織整備が必要になっているケースも多い。

また、兄弟など複数の後継者がいる場合などでは、心情的にそれぞれの後継者に配慮をしたいという思いもあろう。さらに、事業は繁栄しているものの、そのままでは相続等の事業承継時の課税評価に問題を生じる恐れがあり、早いうちに整理しておくことが必要なケースもある。

今、事業の選択と集中が叫ばれるが、次のような経営環境の変化に合わせ、最適な規模での事業承継を考える時代になっているといえよう。

【承継者は見出せても心配は尽きない】

- ・業績が思わしくない事業部門を、いずれ精算する予定で別会社として分離しておきたい。
- ・事業承継者として子供が複数おり、兄弟で承継の予定であるが、それぞれの個性的な能力を生かした経営を行わせたい。
- ・兄よりも弟の方が経営能力は高く、弟に主事業を承継させる予定だが、兄にも一定の事業を承継させてやりたい。
- ・事業承継者として子供が複数いるが、不仲であり、承継後に社内が混乱する恐れがある。
- ・内部留保が大きく、そのまま承継させると贈与税、相続税などで問題が生じる恐れがある。
- ・グループ会社には赤字会社などもあり、早期に整理しておく必要がある。
- ・相続税評価において有利になるように、今うちに分割ないしは合併しておきたい。

(2) 会社分割・合併・事業譲渡などの活用

事業承継にあたって、兄弟など複数の後継者に経営を分けたい場合や、多くの資産あるいは高収益部門を持つため株価が高く贈与・譲渡がしづらいケース、その他様々な状況の中で、会社分割や合併など、組織を再編することでスムーズな事業継承が可能になる場合がある。

分割等のパターンは様々で、また、応用範囲の広い制度であることから、細部は、税・会計・法律等の専門家により詰めなければならないが、基本的な部分は押さえておく必要がある。

2. 分割型分割と分社型分割

(1) 会社分割とは

会社分割とは、分割を行う会社（分割会社）が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、分割により、他の引き継ぐ会社（分割承継会社）に包括的に承継させることをいう。

また、分割承継会社が分割により新しく設立される場合を「新設分割」といい、既存の会社が分割承継会社となる場合を「吸収分割」という。

会社分割は、グループ内の組織再編としてもよく用いられるほか、特に吸収分割は、資金力のない小規模なベンチャー企業が大企業の一事業部門を買収するときなどにもよくみられる。

(2) 分社型分割と分割型分割

また、事業を複数の法人格に分割する場合、分社型分割と分割型分割の2つの類型がある。分割承継会社は、分割会社または株主に分割承継会社の株式を割り当てるが、旧商法では、この株式を分割会社に割り当てる場合を物的分割（分社型会社分割）と規定し、株主に割り当てる場合を人的分割（分割型会社分割）と規定した。

(3) 会社法成立後の規定と税法

平成17年、それまで会社については商法等に

定められていたものが、単一法規としての会社法に定められることとなった。

会社法では、分割承継会社の株式は分割会社のみ割り当て、分割対価資産が分割法人の株主に交付されない分割、つまり、物的分割（分社型分割）のみと定められシンプル化された。そして、従来の人的分割（分割型分割）という形態はあまり利用されてこなかったこともあって制度上では廃止された。

これは、一旦分割会社に割り当てた後、次に株主に割り当てれば同様の効果があるためである。

つまり、資産および負債の移転の対価として、分割承継会社の株式を分割会社に交付し、その後、分割会社の株主に対しては、全部取得条項付種類株式の取得対価として分割承継会社の株式を交付するという2段階を踏むことで、人的分割（分割型分割）と同じ結果になるということである。

* 全部取得条項付種類株式とは、当該種類の株式について、会社が株主総会の決議（多数決）によってその全部を取得することができる株式のこと。会社法成立時に定められたもの。それまでは、反対株主の所有株の移転は難しく、M&A等の障害となっていた。

物的分割（分社型分割）では、①または②の手順により分割承継会社の株式が分割会社の株主に交付される。

①物的分割 → 剰余金（株式）の配当

通常の物的分割をして、分割承継会社等の株式を一旦分割会社へ交付した後、剰余金の配当として分割承継会社等の株式を株主に交付する。

②物的分割 → 全部取得条項付種類株式

分割会社に分割承継会社等の株式を交付した後、分割会社の株主が有する「全部取得条項付種類株式」を会社が取得、その対価として分割

承継会社等の株式を交付する。

これにより、人的分割（分割型分割）と同じ結果になるが、ただ、税法においては、分割型分割と分社型分割の区分は残っている。

両者の大きな相違点は、分割型分割においては分割の時点で分割承継会社に移転する利益積立金額の確定を要するため分割会社の事業年度が分断されるが、分社型分割の場合は分割会社の事業年度は継続する。

また、次の適格分割に当てはまらない場合、株主に分割承継会社等の株式が交付される際、それまで社内に留保されていた剰余金が表に現れたこととなるため、みなし配当課税及び株式譲渡益課税が生じることに留意が必要である。

（４）適格分割と非適格分割の税制

法人税法は、資産と負債の移転が伴う会社分割について、「原則的」に、これを時価により移転するものとして取扱う。

そのため、分割法人において資産の譲渡益課税が生じ、分割会社の株主についてもみなし配当課税や譲渡益課税が生じる可能性が出てくる。

しかし、移転前後で経済的な実体が変わらないといった適格要件を満たした会社分割（適格分割）については、移転する資産と負債を分割法人の帳簿価額によって「譲渡」したものと捉え、譲渡損益の額の計上は繰り延べることができる。

（５）税制適格要件

税制適格とされるためには、基本的に、移転資産に対する支配が継続し、かつ、分割に際して交付される財産が分割承継法人株式等の株式のみであることが必要である。支配が継続していない、あるいは金銭等が交付されれば、実質的に分割対象資産負債の譲渡と捉え非適格分割とされる。

そのため、税制適格分割と認められるためには、

次の①から⑥の要件を満たす必要があるが、事業承継対策のために組織再編を行う場合、持ち株比率100%グループ内または50%超100%未満グループ内といった、支配関係が強いグループ内再編に該当することが多い。

そこで、表1のように、分割会社と分割承継会社の関係がグループ内である場合は、その緊密度により①あるいは①から③、また、共同事業を営むための目的などで分割承継会社がグループ外である場合は①から⑥が要件となる。

表1 【税制適格要件】

100%グループ内	
◆金銭等不交付要件 (主要資産・負債引継ぎ／株式按分型分割)	
50～100%未満グループ内	共同事業
◆金銭等不交付要件 ◆従業者引継要件 ◆事業継続要件	◆金銭等不交付要件 ◆従業者引継要件 ◆事業継続要件 ◆事業関連性要件 ◆規模要件・経営参画要件 ◆株式継続保有要件

※太線内は企業グループ内の分割
※グループの判定は株式の間接保有分も含める

表2 適格分割と非適格分割の税務関係

	適格分割	非適格分割
分割法人	・資産／負債が簿価評価され、譲渡損益の計上なし。	・資産／負債が時価評価され、譲渡損益を計上。
分割承継法人	・資産／負債を簿価で受け入れ。	・資産／負債を時価で受け入れ。
分割法人の株主 (分割型分割の場合)	・課税関係なし。	・みなし配当の計上あり。 ・分割法人株式の譲渡損益を計上(金銭等の交付がある場合のみ)。

①金銭等不交付要件

(主要資産・負債引継ぎ／株式按分型分割)

分割会社から分割した事業に必要な資産及び負債が分割承継会社に移転(現物出資と同様)し、一方、対価として、分割承継会社の株式のみが、分割法人の株主に対して交付される。その際、当該株主が有する分割法人の株式数の割合に応じ按分して交付される。(金銭等の交付、株式の非按分交付があれば非適格分割となる)

②従業者引継ぎ要件

分割事業に係る従業者のおおむね80%以上が分割承継会社の業務に従事することが見込まれる。

③事業継続要件

分割事業が、分割後に分割承継会社において引き続き営まれることが見込まれる。

④事業関連性要件

分割会社の分割事業と分割承継会社の分割承継事業とが、相互に関連するものである。

⑤事業規模要件又は経営参画要件

(a)事業規模要件

分割会社の分割事業と分割承継会社の分割承継事業の規模の割合がおおむね5倍を超えない。

(b)経営参画要件

分割会社の役員(のいずれかと分割承継会社の特定役員(常務クラス以上の取締役)のいずれかが、分割後に分割承継会社の特定役員となることが見込まれる。

⑥株式継続保有要件

— (a)又は(b)の場合のみ適用 —

(a)分割型分割の場合で分割会社の株主が50人未満であるとき

分割型分割直前の分割会社の株主で、分割により交付される分割承継会社株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する分割

会社株式数の合計が、分割会社の発行済株式等の総数の80%以上であること。

(b)分社型分割の場合

分割会社が、分社型分割により交付を受ける分割承継会社株式の全部を継続して保有することが見込まれていること。

なお、適格分割と非適格分割の税務上の取扱いは、原則として、譲渡損益に加え、みなし配当課税などがあり、それぞれ前頁表2のようになる。

(6) 複数の事業承継者への承継

現経営者である父親が、複数の子女、例えば子息2人に事業承継させたいとする考えである場合、2人の仲が悪い、あるいは将来的に仲が悪くなることが懸念されるなど、経営の将来が不安視されることもある。

また、それぞれが技術や営業など事業における能力が異なり、その能力を生かした経営をさせたいなどと考える場合もある。

そのような、何らかの事情で、事業承継は別々に行った方が、会社にとっても承継者本人にとっても良い場合には分割型分割が適している。

ただ、現経営者（父）からの事業承継と会社分割のタイミングを誤れば、税制上非適格となってしまうことがあり、その場合、みなし配当課税や譲渡益課税が発生して納税の問題が生じ、税法上は問題があるというケースも多い。

つまり、現経営者（父）から2人の子息に事業承継が行われる以前に、会社分割を行っておく必要がある。

図3、4のように、長男と次男が、相続（ないしは生前贈与）により事業承継する場合、父が健在のうちに会社分割が行われていれば、長男がA会社株式、次男がB会社株式を円滑に相続できる。

しかし、父の死後に会社分割するとすれば、次

図3【税制上適格】…生前に会社分割後事業承継

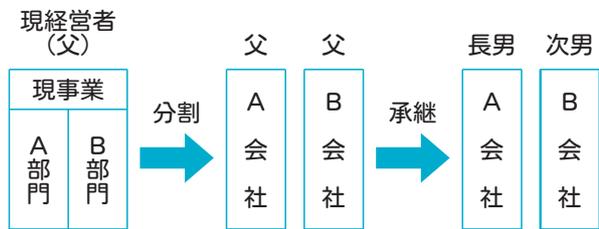


図4【税制上不適格】…相続後の会社分割

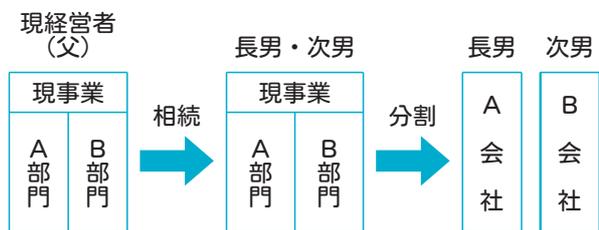


図5 分社型分割

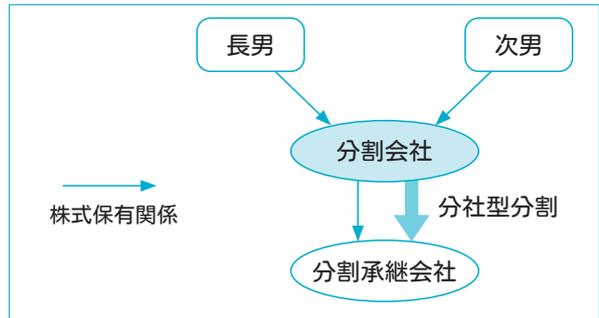
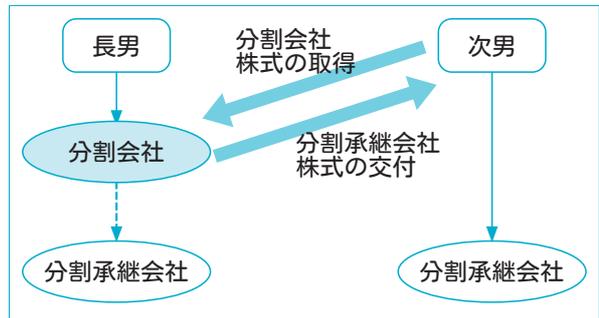


図6 全部取得条項付株式交付（分割型分割）



のように税制上不適格となる問題が生じる。

相続により、父の株式を長男と次男が相続する。その後会社分割を行うとすれば、通常分社型分割では、分割会社の資産・負債が分割承継会社に移転し、その見返りの分割承継法人の株式は分

割会社の保有となる。そのため、分割会社株式は長男と次男が相続し、分割承継会社の株式も長男と次男が保有することとなり、通常の相続のケースと同様に相続争いの原因となりうる。(図5)

次に、分割型分割を行い、分割承継会社の株式を次男が承継するとなれば、次男の分割会社株式は分割会社が取得し、その見返りに次男は分割承継会社の株式を受け取ることとなる。(図6)

しかし、ここで次男が分割承継会社の株式のすべてを取得するとなると、株式の按分分割を要件とする適格分割には該当しなくなり、みなし配当課税、譲渡所得課税の対象となり、納税の必要が出てくる結果となる。

このように、事業承継を視野に入れた組織再編については、現経営者が健在なうちに行っておくことが得策といえる。

3. 分割・合併・事業譲渡と相続税

(1) 会社分割と相続税

経営上の観点において、会社分割により最適な事業承継が行われたとしても、相続税制上の問題についても留意が必要である。

会社分割により、「財産評価基本通達」における会社規模の判定が、大会社から、中会社、小会社に変更になる可能性がある。

一般的に類似業種比準方式の方が低い株価となることが多いが、会社規模が小さくなることにより、純資産価額方式による評価の折衷割合が高まり、相続税評価額面では不利になる可能性があることに留意が必要である。

(2) 一部事業の売却後の事業継承

現経営者(親)が築き上げてきた事業において、時代の変化に伴うコア事業の変化や新規事業への進出により、事業の多角化、あるいは子会社設立

等の組織再編が行われたケースも多い。

しかし、業務の重複や意思疎通の障害などの非効率な面だけが目立つようになるなど、新たな組織再編が必要になっていることも多く、さらには、新しい世代の事業承継者にとって、その目指す方向性と異なるというケースもある。

親の心情としては、自分が育てた事業の全てを後継者に引き継ぎたいものであるが、事業の選択と集中が叫ばれる中、最適な規模での事業承継を考える時代になってきているともいえる。

近年、制度的にM&Aの支援体制が整ってきており、一部の事業を売却した後に事業承継を行うことも視野に入れる必要があろう。

その場合、まず事業を分離した上で事業を売却することとなるが、ここで分離のために事業譲渡か会社分割の手法が使われることが多い。

また、分離にあたっては、みなし配当課税等の発生を防ぐため、税制適格となる事業譲渡か分社型分割を利用するのが一般的である。

そして、分離後は、事業譲受会社(分割承継会社)を売却することが多いが、許認可や免許の移転が困難な場合等々の諸事情により事業譲渡会社(分割会社)を売却するケースもありうる。

なお、ここで留意が必要であるのが、相続税法上において、事業の一部分離・売却により会社規模が縮小することで純資産価額方式の折衷割合が高まり、一般的には相続税評価額が高まることである。そのため、副次的ではあるが、残すべき最適規模を念頭に置く必要がある。

4. 損失の受け入れと相続税

(1) 赤字事業の受け入れ

子会社、あるいは共通の親会社を持つ他の子会社等、特定資本関係(発行済株式等の50%超の

保有支配関係)にあるグループ内の会社を合併する場合においても、会社分割の場合と同様に、適格合併の制度がある。

被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されないこと、支配が継続していることなど会社分割と同様の要件のもとで、被合併会社の資産・負債を簿価で引き継げる。

そして、適格合併の場合、過去7年以内に開始した被合併法人の各事業年度の未処理欠損金(繰越欠損金)も合併会社に引き継ぐことができ、相続税評価額を引き下げることが可能となる。

しかし、無制限に未処理欠損金の引き継ぎを可能とすると、未処理欠損金の利用を意図して特定資本関係を形成してから合併するといった租税回避行為が横行してしまうことから、以下の2点のいずれかを満たすことを要件とする制限が設けられている。

①特定資本関係(発行済株式等の50%超の保有支配関係)が5年前より発生している。

又は

②事業関連性、経営参画性他の要件を備えた「みなし共同事業要件」を充足している。

つまり、①5年前より後に特定資本関係となった適格合併の場合、特定資本関係の発生前の未処理欠損金は引き継げない。また、②共同事業を行うための適格合併では、なんらの制限なしに未処理欠損金を引き継ぐことができる。ただ、この場合でも、「特定資産譲渡等損失」に相当する部分は引き継ぐことができない。

※特定資本関係発生時の年度末における含み益の状況により、未処理欠損金を引き継ぐことができるケースもあるので留意が必要。

(2) 含み損資産の受け入れと損金計上の制限

上記の、「特定資産譲渡等損失」に相当する部分の引継ぎの制限のケースは、「特定資産譲渡等

損失の損金不算入」と呼ばれている制度である。

適格合併の場合、合併法人側では移転資産を被合併法人の帳簿価額で受け入れる。

未処理欠損金は、売却等、時価で取引される場合には損失が表面化しているが、移転資産が帳簿価額で受け入れられ含み損を抱えているときには、合併法人がその資産を売却等することにより売却損を計上することが可能となる。

これは実質的に欠損金を引き継ぎ、控除したことと同じ効果となる。つまり、損失を表面化させずに、含み損を抱えさせたまま特定資本関係を発生させ、後に売却等により損失を表面化させれば、特定資産の含み損相当の未処理欠損金を引き継ぐことができ、租税回避行為の横行にもつながる。

そこで、一定の要件に該当する場合、合併法人が適格合併により取得した資産の譲渡等による損失及び合併法人が従来から所有している資産の譲渡等による損失は損金の額に算入されないこととされている。詳細は次の通りである。

【特定資産の範囲】

①特定引継資産

合併法人等が被合併法人等から適格合併等により移転を受けた資産のうち、被合併法人等が支配関係発生日前から保有していた資産。

②特定保有資産

合併法人等が支配関係発生日前から保有していた資産。

③棚卸資産(土地等を除く)、適格合併等の日における帳簿価額又は取得価額が1,000万円に満たない資産、売買目的有価証券等、特定資産から除外される一定の資産もある。

【損金算入制限期間】

適格再編事業年度開始の日から以下のうち最も早く到来する日までの期間。

- ①特定適格再編事業年度開始の日以後3年を経過する日。
- ②支配関係発生日から5年を経過する日。
- ③連結納税の開始または加入に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける場合の連結納税開始または加入直前事業年度末の日。
- ④非適格株式交換等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける場合の非適格株式交換等の事業年度末の日。

【損金算入制限される金額】

損金不算入の対象となる特定資産譲渡等損失額とは、事業年度ごとに計算した特定資産に係る譲渡、評価替え、貸倒れ、除却等の事由による損失額から特定資産の譲渡または評価替えによる利益の額を控除した金額を言う。

5. 持株会社設立と事業継承

(1) 持ち株会社の設立と事業承継

事業承継においては、一定程度の期間を置き、現経営者（父）が後継者（子女）をサポートすることが望ましく、一般的には、社長を退任し、会長としてサポートするケースが多い。しかし、それに代えて、持ち株会社を設立して父が社長に就任し、後継者は完全子会社の事業会社社長に就任するという方法も考えられる。

業績が好調で将来的に株価が上昇して相続税負担が増加すると見込まれる場合、純粋持株会社とした場合には、相続税評価において株式保有特定会社となり、純資産価額方式によって評価されることになるが、この際、保有する子会社株式の時価と簿価との差額、すなわち、含み益部分について42%の控除（含み益表出化時の課税を考慮したもの）が認められるため、事業の成長による含み益の増加を抑えることができる。

また、事業持株会社とする場合には、事業を営むことにより、子会社株式の総資産に占める割合を50%未満に引下げて株式保有特定会社から外し、これにより、比較的評価額が低く算出されることの多い類似業種比準価額方式が適用できるようにする方法もある。

一般的には、グループ内の不動産を保有させて事業会社に貸し付ける、人事・総務・経営企画などの管理部門のみ持株会社に残して事業会社と切り分けるなどの組織再編を行う。

(2) 株式あるいは不動産保有の特定会社

ここで、特定会社とはどのようなものであるかをみておく。

(a) 株式保有特定会社

株式保有特定会社は、保有資産の過半が株式という資産構成が特殊な会社であり、類似業種比準価額方式により株式評価を行うことは合理的といえない。したがって、下表の判定基準に該当する株式保有特定会社については、原則として純資産価額方式により評価する。

【株式保有特定会社の判定基準】

規模区分	判定基準
大会社	$\frac{\text{株式等の価額の合計額} (*)}{\text{総資産価額} (*)} \geq 50\%$
中会社 小会社	$\frac{\text{株式等の価額の合計額} (*)}{\text{総資産価額} (*)} \geq 50\%$

(*) 株式等及び総資産の価額は相続税評価額による
※平成25年5月27日、大会社においても判定基準が25%から50%に引き上げられた。

ただし、純資産価額方式に代えて、「S1+S2」方式とよばれる類似業種比準価額方式を修正した評価方式により評価をすることも可能である。

「S1」は、株式保有特定会社が保有する株式等とその株式等に係る配当金を除外した場合の原則的評価方式、つまり会社規模に応じ類似業種比

準価額方式、純資産価額方式またはその併用方式による評価額となる。

「S2」は、発行会社が保有する株式等に相当する部分の価額をいい、純資産価額方式により評価され、S1の金額とS2の金額の合計額が、「S1+S2」方式による評価額となる。

株式保有特定会社に該当すると、株式評価において純資産価額の占めるウェイトが高くなり、含み益のある株式を多数保有している場合、株価が高額になるおそれがある。

(b) 不動産保有特定会社

土地等の価額が総資産価額に占める割合が、大会社（一定の小会社を含みます）の場合は70%以上、中会社（一定の小会社を含みます）の場合は90%以上の会社が該当し、企業グループの不動産管理を行う場合などにみられる。

【土地保有特定会社の判定基準】			
規模／業種	総資産価額	割合	
大会社	—	70%以上	
中会社	—	90%以上	
小会社	卸売業	20億円以上	70%以上
		7000万円以上 20億円未満	90%以上
	小売業・サービス業	10億円以上	70%以上
		4000万円以上 10億円未満	90%以上
	その他	10億円以上	70%以上
5000万円以上 10億円未満		90%以上	

※土地等の価額は相続税評価額による
 ※土地等とは、土地の他、地上権、借地権、販売用の土地等も含む。

株式保有特定会社と同様に、純資産価額方式により評価され、株価が高くなる恐れがあるため、一般的に、土地を売却して他の資産に組み替えを行ったり、会社の組織再編を行うことにより土地保有割合を引き下げ、土地保有特例会社に該当しないようにすることが考えられる。

しかし、土地保有特定会社については課税時期

前に合理的な理由がなく、適用を逃れるため土地の保有割合の引き下げのみを目的として資産変動が行われた場合には、その資産変動はなかったものとして、土地保有割合の判定が行われることになるので注意が必要である。

6. 最後に

事業承継は、資産の承継と経営の承継の2つから成り立つ。

資産の承継という観点からは、会社資産や株式承継のための資金調達、また、承継に絡んでの贈与税・相続税対策と、対処すべき課題は多岐に渡る。また、経営の承継という観点から、承継者のマネジメント力の育成・向上、社内のモラルの維持と、さらに対処すべき課題は多様化する。

そのため、できるだけ早期に、現経営者が健在なうちに承継の準備に取り掛かる必要がある。

また、事業規模が拡大し、事業再編も視野に入れる必要がある場合には、さらに諸制度や法律が絡み複雑化する。

その中、最も重要な点は円滑な事業承継と、将来に向けた発展性の確保である。税対策はあくまで副次的であり、また、企業再編税制、事業承継税制には租税回避防止規定が設けられている。

まさに、綿密な事業承継計画の早期策定こそが、最も重要な事業承継対策といえる。（山城 満）

※本稿は、事業承継にかかる法制度や税務、諸制度、また、それに関連するスキーム等に関する紹介や解説を行ったものであり、実際の事業承継においては個別の状況により対応が異なることから、専門家（税理士・会計士・弁護士等）にご相談が必要です。

【参考文献】

ナント経済月報 10月号「中小企業の事業承継対策①」参照